



栃木県公報

令和6(2024)年
1月26日(金)
第474号

目次

告示

○補助金等の名称等を定める告示の一部改正	69
○県営土地改良事業計画変更の決定	70
○道路の区域の変更	71
○土地区画整理事業の事業計画の変更の認可	71

公告

○都市計画決定図書の写しの縦覧	72
○開発行為の工事完了	72

告示

栃木県告示第67号

補助金等の名称等を定める告示（昭和47年栃木県告示第354号）の一部を次のように改正し、令和5年度分の補助金等から適用する。

令和6(2024)年1月26日

栃木県知事 福田 富一

保健福祉部の部医療政策課の款主管課の欄中「医事厚生課」を「医療政策課」に改め、次のように加える。

令和5年度下半期 栃木県医療機関等 物価高騰対策支援 金	診療報酬などの公定 価格である等の理由 から物価高騰の影響 を価格転嫁できない 医療機関等に対し、 食料費、光熱費及び 車両燃料費の負担増 に対する軽減を図 る。	令和5(2023)年 10月1日から令和 6(2024)年3月 31日までの間にお いて患者に提供し た食料費	6,400円/床	栃木県から救急救命セン ターの設置の指定を受け ている医療機関 保険医療機関（病院・有 床診療所）
		令和5(2023)年 10月1日から令和 6(2024)年3月 31日までの間にお いて使用した光熱 費等	25千円/床	栃木県から救急救命セン ターの設置の指定を受け ている医療機関
			10千円/床 (最低30千円)	保険医療機関（病院・有 床診療所）
			25千円/施設	保険医療機関（無床診療 所・歯科診療所） 助産所（出張専門の場合 を除く。）
				療養費の発生する施術を 行っている施術所（あん 摩マッサージ指圧師・は り師・きゅう師及び柔道 整復師が開設している施 術所に限る。）、訪問看護 ステーション（介護保険

			10千円/施設	法第41条第1項の指定を受けるものとし、同法第71条による保険医療機関のみなし指定を受けるものを除く。)、保険医療機関からの歯科技工を受託している歯科技工所及び保険医療機関から衛生検査を受託している衛生検査所
	令和5(2023)年10月1日から令和6(2024)年3月31日までの間に交付対象において使用した車両燃料費		3千円/台 (最大3台)	令和5(2023)年10月1日時点で関東信越厚生局に在宅療養支援病院の施設基準に係る届出をしている病院(在宅療養支援病院)
令和5(2023)年10月1日時点で関東信越厚生局に在宅療養支援診療所の施設基準に係る届出をしている診療所(在宅療養支援診療所)				
3千円/台 (最大2台)			令和5(2023)年10月1日時点で関東信越厚生局に在宅療養支援歯科診療所の施設基準に係る届出をしている歯科診療所(在宅療養支援歯科診療所)	
3千円/台 (最大6台)			令和5(2023)年10月1日時点で栃木県内に開設している訪問看護ステーション(介護保険法第41条第1項の指定を受けるものとし、同法第71条による保険医療機関のみなし指定を受けるものを除く。)	

(医療政策課)

栃木県告示第68号

次の事業の土地改良事業計画を変更したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告する。

なお、同法第88条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、変更後の土地改良事業計画書の写しを所轄農業振興事務所において縦覧に供する。

この公告に係る決定については、所轄農業振興事務所を経由して、栃木県知事に同法第88条第6項において

準用する同法第87条第6項の審査請求をすることができる。

令和6(2024)年1月26日

栃木県知事 福田 富一

事業名	縦覧期間	審査請求期限	所轄農業振興事務所
県営椎谷地区土地改良(区画整理)事業	令和6(2024)年1月29日から同年2月27日まで	令和6(2024)年3月13日	芳賀農業振興事務所
県営芳賀町北部第2地区土地改良(区画整理)事業	令和6(2024)年1月29日から同年2月27日まで	令和6(2024)年3月13日	芳賀農業振興事務所
県営下稲葉地区土地改良(区画整理)事業	令和6(2024)年1月29日から同年2月27日まで	令和6(2024)年3月13日	下都賀農業振興事務所

(農地整備課)

栃木県告示第69号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、令和6(2024)年1月26日から同年2月26日まで一般の縦覧に供する。

令和6(2024)年1月26日

栃木県知事 福田 富一

I

道路の種類 県道

路線名 主要地方道 今市氏家線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区間	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
66	前	日光市塩野室町753-1から日光市塩野室町829-1まで	7.3~11.3	763.3	
	後	日光市塩野室町753-1から日光市塩野室町829-1まで	10.2~11.9	763.3	

II

道路の種類 県道

路線名 主要地方道 宇都宮船生高德線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区間	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
325	前	日光市塩野室町826から日光市塩野室町752-1まで	7.3~11.3	763.3	
	後	日光市塩野室町826から日光市塩野室町752-1まで	10.2~11.9	763.3	

(道路保全課)

栃木県告示第70号

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第39条第1項の規定により、真岡市亀山北土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第4項の規定により、次のとおり公告する。

令和6(2024)年1月26日

栃木県知事 福田 富一

- 組合の名称 真岡市亀山北土地区画整理組合
- 事業施行期間 平成15(2003)年1月14日から令和11(2029)年3月31日まで
- 施行地区 真岡市亀山字北浦の全部並びに字北原、字打越及び字芳賀口の各一部、下籠谷字大野の一部、下鷲谷字山野の一部
- 事務所の所在地 栃木県真岡市荒町5191番地
- 設立認可の年月日 平成15(2003)年1月7日
- 変更の内容 資金計画の変更、事業施行期間の変更
- 変更認可の年月日 令和6(2024)年1月26日

(都市計画課)

公 告

○都市計画決定図書の写しの縦覧

佐野市が都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により令和6(2024)年1月12日に決定した、足利佐野都市計画地区計画（田島地区地区計画）の関係図書の写しを同法第20条第2項の規定により、栃木県県土整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和6(2024)年1月26日

栃木県知事 福田 富一

○開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、開発行為に関する工事の完了に係る検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告する。

令和6(2024)年1月26日

栃木県知事 福田 富一

開 発 区 域 (工区に含まれる地域の名称)	開 発 許 可 を 受 け た 者	
	住 所	氏 名
下都賀郡野木町大字野渡字堀切1051番4	千葉県松戸市松戸新田33番地の21	畑 中 隆
下都賀郡野木町大字野渡字帯屋塚344番2	下都賀郡野木町大字野渡935番地2	小 嶋 彩 子 小 嶋 和 江

(都市計画課)